

講 演

FLP シンポジウム「法律家になろう！
女性法律家はこんなに面白い!!」
(2020年11月28日開催)

I FLP シンポジウムについて

石田京子

II 基調講演「女性弁護士としてのキャリア形成～ピンチをチャンスに～」

矢上浄子

III パネルディスカッションの概要紹介

石田京子（編）

I FLP シンポジウムについて

石田京子

本稿は、2020年11月28日にオンラインで開催された、FLP シンポジウム「法律家になろう！女性法律家はこんなに面白い!!」の記録である。Ⅱでは矢上浄子弁護士による基調講演、Ⅲではパネルディスカッションの概要を紹介する。

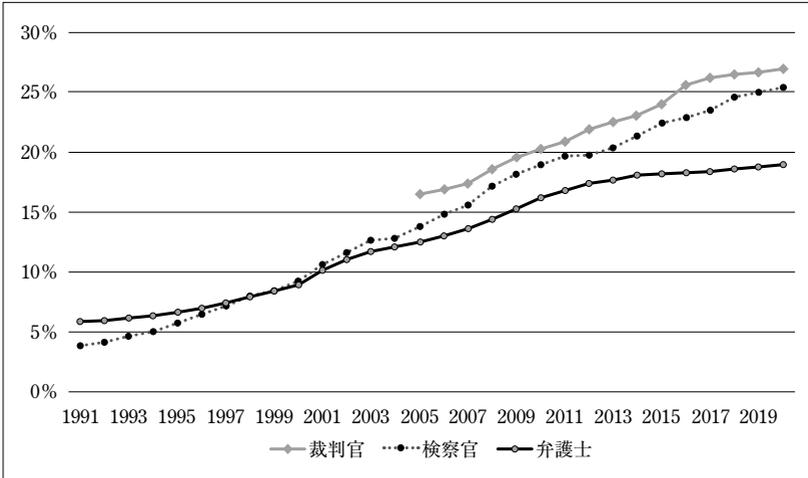
早稲田大学大学院法務研究科では、2014年より女性法曹輩出促進プロジェクト（Female Lawyers Project, FLP）という活動を行ってきた。その名の通り、女性法曹を早稲田から輩出していこうという取り組みである。最初に、シンポジウムの趣旨説明でも述べた、なぜFLPが必要なのか、という問いについて、簡単に述べておきたい。

はじめに、データを概観する。2020年4月の時点で法曹三者における女性の割合は、裁判官では27%（裁判官総数2,798名）、検察官では25.4%（検察官総数1,977名）、最も人口の多い弁護士では19%（弁護士総数42,164名）である⁽¹⁾。内閣府男女共同参画局が、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）を2003年から掲げてきたが、残念ながら法曹コミュニティにおいては、この目標には遠く及ばない状況で2020年を終えた。

図1は1991年以降の法曹三者における女性の割合の推移である。1991年

(1) 日本弁護士連合会『弁護士白書2020年版』（以下、弁護士白書2020年版）65頁（日本弁護士連合会、2021年）。

【図1】 法曹三者における女性の割合の推移（1991年～2020年）



（データは弁護士白書2020年版62頁より）

の時点では、弁護士人口全体に占める女性の割合は5.8%であり、この割合は上昇してはいるものの、弁護士人口が大幅に増加した2007年以降も、その傾きは実に緩やかである。過去5年間の司法試験合格者を見ても、合格者に占める女性の割合は20%から25%の間で推移しており、このまま「自然増」を期待していても、政府が目標に掲げた3割には到達しない可能性もある⁽²⁾。

では、法曹に女性が少ないことの何が問題なのだろうか。同じ司法試験という資格試験を受けて法曹になるのだから、性別は関係ないと考えることもできよう。しかし、男女というジェンダーの問題のみに関わらず、多様な弁護士がいた方が、多様な人の法的ニーズを認識し、くみ取ることができる。この社会には様々な人がいて多様な法的ニーズがあるのだから、法律専門家のコミュニティも、多様な人で構成された方が、より良い法的

(2) 弁護士白書2021年版66頁。

結論を出すことができるし、何よりも司法の信頼の基盤が厚くなる⁽³⁾。実際、2016年に実施された民事訴訟利用者調査の結果からは、裁判結果の有利不利や、代理人弁護士に対する評価には男女差がなかったにも関わらず、司法制度や法制度に対する評価は、女性の方が有意に低く、さらに、再利用意識（同じ問題が起きたらもう一度裁判所を利用するか）も女性は男性に比べて低かった⁽⁴⁾。この背景に何があるのかについては慎重な検討が必要だが、一つの仮説として、司法に内在する「男性」性に対して、女性の利用者が疎外感を感じた結果ととらえることはできないだろうか。

また、女性の弁護士が少ないと、男性利用者が男性の弁護士にアクセスするのと同じ程度の容易さで、女性利用者は女性の弁護士にアクセスすることができない。法的な問題を抱える女性の中には、女性の弁護士に自分の問題を相談したいと思う人もいる⁽⁵⁾。離婚の問題、DVの問題、あるいは性犯罪の問題など、男性に話すのはためらう、女性の弁護士に話を聞いて欲しいと思ったときに、女性は同性の弁護士へのアクセスが簡単ではないのが現状である。その結果として、離婚に関連する諸問題や犯罪被害者の問題、消費者問題などの中で、女性特有の法的な問題が社会や司法の場で顕在化されないという状況が続いてきた。法の支配の拡充のためにも、法曹人口における女性の割合は今よりもはるかに多いことが望まれる。

さらに、女性が少ないことによって、女性弁護士自身の働き方や業務分野が固定化されてしまい、女性弁護士の多様な自己実現が妨げられやすいという問題がある。女性の弁護士が少ないために、事務所の中でも離婚問

(3) 石田京子「弁護士コミュニティのジェンダーギャップはなぜ問題なのか—アメリカの議論からの示唆と日本における課題—」『現代日本の法過程』宮澤節生先生古稀記念論文集（信山社、20017年）619頁以下。

(4) 石田京子「ジェンダーの視点からみた利用者の評価」『民事訴訟の実像と課題—利用者調査の積み重ねが示すもの』（有斐閣、2021年）81頁以下。

(5) 弁護士を選ぶ際に、弁護士の性別をどの程度考慮するかをたずねた実証研究では、「女性の弁護士が良い」という回答者は、女性回答者の方が男性回答者と比較して有意に多かった。石田京子・佐伯昌彦『法曹人口調査』にみる弁護士の需要と利用者の依頼意欲』法と社会研究第2号（2016年）95頁。

題は女性に割り当てられたりするように、女性弁護士の業務は固定化されてしまう傾向がある⁽⁶⁾。本当は女性弁護士も男性弁護士と同じように様々な可能性や適性を持ち、様々な現場で活躍できるはずなのに、全体の人数が少ないと、それが妨げられてしまうおそれがある。

このような視点から、やはり法曹人口に占める女性の割合は、政府が掲げるように少なくとも3割には増やしていく必要がある。なぜ3割であるかについては諸説あるが、3割が「クリティカルマス」と呼ばれ、3割を超えると、少数派であっても多数派に対して影響力を与えることができると言われていることが一つの根拠となろう⁽⁷⁾。逆に考えれば、法曹コミュニティにおいて、これまで女性が2割程度もいなかったという事実は、女性の声は法曹コミュニティにおいては反映されてこなかったことを示唆している。このことは社会全体にとっても重要な課題であるにも関わらず、これまで法曹当事者を含め、社会全体としてこの問題を「問題」として捉えてこなかったのではないだろうか⁽⁸⁾。

このような問題意識から、FLPでは、(1) 学生に長期的な法曹として

(6) 角田由紀子「支配理論の立場から求められるもの—なぜ、ジェンダー平等の問題が軽く扱われるのか、日本におけるジェンダー平等がなぜ進まないのか—」法社会学82号7頁。

(7) 経営学者であるカンターは、集団における2つの社会的カテゴリ（男性と女性、白人と黒人など）の割合の変化が、その集団のダイナミクスに影響を与えることを論じている。傾斜集団と呼ばれる、割合でいうとおおよそ65対35となる程度の集団になると、支配集団は単なる多数派となり、象徴であった小さい方の集団は少数派へと変わる。ここで、少数派の構成員たちはようやく連携が可能になり、その集団に影響を与えることができるようになるという。ロザベス・モス・カンター（高井葉子訳）『企業のなかの男と女』（生産性出版、1995年）。

(8) 法曹倫理とジェンダー法の研究者 Deborah Rhode は、この問題を “No Problem” Problem（問題を問題として捉えないことの問題性）として指摘してきた。Rhode, Deborah L. (1991) “The “No-Problem” Problem : Feminist Challenges and Cultural Change,” *The Yale Law Journal* Vol.100, 1731-1793 ; Rhode, Deborah L. (2011) “From Platitudes to Priorities : Diversity and Gender Equity in Law Firms,” *The Georgetown Journal of Legal Ethics* Vol.24, 1041-1077.

のビジョンを持たせることを目的とした、社会で活躍する女性法曹を招いた講演会等の実施、(2) 学生が身近なロールモデルやメンターを得ることを目的とした、身近な女性法曹との交流会の実施、(3) 女性の学生に対する具体的な学修支援等の実施、の3つの柱を立てて、女性法曹の輩出促進に取り組んでいる。(2) については、男性の法科大学院生が自分のロールモデルとして若い男性の弁護士を身近に持つことと同様に、女性の学生が若い女性の弁護士を自分のロールモデルとして身近に描けることを目的として、早稲田大学修了生である若手法曹で構成されるアカデミック・アドバイザー (AA) と提携して、「おしゃべりカフェ」と称する会合を2017年から始めた。月に1回程度、修了生の男女の弁護士が法科大学院の決まった場所に待機して、何でも話を聞くという機会を設けている⁽⁹⁾。弁護士の仕事についての質問から、勉強の悩みまで、比較的年齢の近い先輩が対応することにより、身近に弁護士を感じてもらうことがねらいである。さらに、(3) については、在学中に妊娠出産を経験した学生に対しても個別にきめ細かい学習支援を行い、学生の学力とモチベーションの維持に努めている。

近年、FLPのこれらの活動が功を奏してか、早稲田大学法科大学院の入学者における女性の割合が上昇している。2021年度の入学者における女性の割合は、45%を超えた。また、早稲田大学修了生の2020年度司法試験合格者における女性の割合も、37%であった。ようやく、本学においては3割の壁を越えつつあるのかもしれない⁽¹⁰⁾。

今回掲載させて頂くFLPシンポジウムは、上記(1)の企画として、2016年から年に1回開催している⁽¹¹⁾。基調講演では、参加者が大きなビ

(9) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年、2021年はオンラインで行っている。

(10) これらの成果は、文部科学省公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても、高い評価を得ている。文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの審査結果について」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00001.htm (2021年5月10日最終アクセス)

ジョンを持てるような、キャリアを積んだ弁護士を招き、また、その後のパネルディスカッションでは、共催校・協力校の協力を得て、法科大学院を修了した法律家に、自身の仕事のやりがいや今後のキャリアプランについて語ってもらっている。早稲田大学のみならず、共催校である千葉大学、琉球大学、協力校である中央大学の修了生にも登壇してもらうことにより、より広い層に女性法曹の魅力を語り掛け、法曹を志してもらいたいと考えている。2020年のシンポジウムは、コロナ禍での開催となり、初めてのオンラインシンポジウムとなった。様々な制約のある中で開催にご協力いただいた共催校、協力校の皆さま、司会を務めて下さった小島秀一弁護士、基調講演者の矢上浄子弁護士、パネルとしてご登壇頂いた泉響子弁護士（千葉大学法科大学院修了）、惣谷恵弁護士（琉球大学法科大学院修了）、金子茉莉由弁護士（中央大学法科大学院修了）、そしてきめ細かい運営のサポートをして下さった道上貴美子助手と早稲田大学法務教育研究センターの皆さま、FLPのメンバーに改めて御礼申し上げる。

(11) 第1回シンポジウムの記録は、以下で公表されている。松岡佐知子「女性法曹の社会的意義を考えるシンポジウム（2016年6月4日開催）」早稲田大学法務研究論叢第2号（2017年）123頁以下。

Ⅱ 基調講演「女性弁護士としての キャリア形成～ピンチをチャンスに～」

矢上 浄子

(1) はじめに

ただいまご紹介にあずかりました弁護士の矢上といいます。今日は、「女性弁護士としてのキャリア形成～ピンチをチャンスに～」というテーマで、これから法律家を目指す皆さまに私が女性として、また3人の娘たちの母親として、どのように弁護士の仕事を続けているのかということから、キャリア形成における課題についてお話ししたいと思います。

まずは、私が普段どのような業務に関わっているかをお伝えします。私の弁護士業務のポートフォリオは、専門である独占禁止法に関する案件が50%程度、中国・アジア向けの投資・取引案件が30%程度、さらにそれらに関連した国際仲裁や訴訟などの紛争案件が15%程度です。また最近は、プロボノ事件にも5%ほど注力しています。「プロボノ」とは聞き慣れない言葉かもしれませんが、専門的なスキルを生かしたボランティア活動のことを指します。私たち弁護士が行う場合には、例えば無償でNPO法人や個人への法的サポートを行うことが多く、私の場合は、日本にいらっしゃる難民の方に対する難民認定申請の法的支援をボランティアとして続けています。

(2) ライフイベントとキャリア

さて、先ほど石田さんから、女性法曹の活躍と課題についてのお話がありました。実は、私は自分が子どもを産むまでは、自分が女性であるとい

うことをあまり意識したことはありませんでした。皆さんも今そうであるように、大学やロースクールでは、男女にかかわらず皆で机を並べて勉強してきましたし、女性だから将来どうしたい、女性であるからにはどうすべきかといった意識を持ったこともありませんでした。

その後弁護士となった私が入所したのは、数百人を超える弁護士が所属する大手法律事務所です。依頼者のほとんどは国内外の企業で、メールの名前だけでは男性か女性か分からない相手から仕事の依頼が舞い込む毎日です。事務所内でも男性・女性問わず、優秀な同僚たちと互いに切磋琢磨しながら仕事をしてきました。

そのような私の弁護士生活に転機が訪れたのは、一人目の子どもを出産した時でした。これまで週末も寸暇を惜しんで仕事をしていたような状況から一変して、産休中は、全く仕事に触れない生活となってしまったわけです。その間も同僚弁護士は、海外の法律事務所に研修に行ったり、大型案件に関与したりして活躍しています。私の赤ちゃんとの蜜月生活はとても幸せなものではありましたが、産休を取っている間に同僚たちに先を越されたような気がして、悔しさや焦りという気持ちがあったことも否めません。産休から復帰した後は、人一倍頑張らなければと考えていました。

そして、産休から復帰した後、産休後の後れを取り戻そうと躍起になっていたからでしょうか。慣れない育児と仕事の両立のために無理がたたリ、体調を崩してしまうことが増えました。当時の私は、初めて母親になった喜びと、こんな小さな命を抱えながら弁護士を続けていていいのかという不安で、うまく目標を設定することができず、今思えば、まさに「ピンチ」という状況にあったのだと思います。

そんな中、とあるプロジェクトで、日本企業との打ち合わせのために来日していたベルギーの女性弁護士と一緒に仕事をする機会を得ました。部下に的確に指示を出しながら、相手方との交渉もバリバリとこなす彼女。聞くと、なんと彼女は3人の小さな男の子のママでもありました。どうやって3人の育児と仕事を両立しているのかと聞くと、彼女からはこのよう

な回答がありました。自分はもともと不器用で、同時にいろいろなことはできないのだと。そこで、自分の専門分野を絞ったことで、考え方がよりシンプルになり、周りからもこの分野であれば彼女と思ってもらえるようになった、ということでした。

彼女と話した時間は1時間もなかったのですが、先輩ママ弁護士からこのような話を聞いたことは、私にとって自分の弁護士としてのキャリアを考える大きなきっかけとなりました。

皆さんもご存じのとおり、法律にはさまざまな分野があります。私たちの事務所で扱っている企業法務も、さらにさまざまな専門分野に分かれています。そして、クロスボーダーの企業法務においては、一つの案件で複数の法律分野が関連することが通常です。例えば、一つの会社を買収する際に、会社法や契約法のみならず、会社の従業員についての問題は労働法、上場に関する規制は金融規制、会社の特許やノウハウについては知的財産法というように、あらゆる法分野が交錯してきます。

大きな買収案件でリーダーとなるような弁護士には、あらゆる法律分野に目を配り、依頼者との関係の中で、いわばゼネラリストとして活躍する弁護士もいます。ただ、法律は時代の変化に伴い、常に変化を遂げるものです。これら全ての法律分野で最新の情報をキャッチアップするのは、ママでなくても大変なことです。

そこで、大きな法律事務所においては、自分の専門分野を持ち、一つの法分野でエキスパートとして活躍できる、チームを支える弁護士が必要になってきます。そのような現状も踏まえて、私もあれやこれやと手を出すのではなく、一つ自分の武器となる専門を持つと決めました。そう考えてたどり着いたのが、独占禁止法でした。

独占禁止法は、企業が自由かつ公正に競争できるように確保するとともに消費者の利益を守るための法律で、経済の憲法ともいわれています。それまで私にとって独占禁止法は、興味はありつつも、数多く携わる分野の一つに過ぎませんでした。ただ、小さい子がいる間は、育児に時間が取ら

れるため、いくつもの法律分野に手を出すことは物理的に困難です。ですから、ここはせめて興味のある分野だけでもキャッチアップして、経験を積んでいこう。そう考えて、自分の仕事の軸足を、事務所の花形であるクロスボーダー業務から、独占禁止法の分野に移すという決断をしました。

私はその後も2人の子どもを出産しましたが、その都度取った半年間の産休では、空いた時間に専門分野の勉強や、法律雑誌への記事を書く時間に充てるようにしました。産休から復帰した後、時間的な制約はありつつも、せめて自分の専門分野ではクオリティの高い仕事ができるように頑張ろうと思い、集中して取り組むことにしたのです。なかなかうまくいかないこともありましたが、結果的には、この方法は自分で期待していた以上のメリットがありました。

まず、一つ目のメリットとして、この期間に得た、特定の分野に集中して取り組むというアプローチが、その特定の分野だけでなく、他の分野にも応用することができたということです。依頼者から持ち込まれる法律の相談は、教科書に載っているような、事案がきれいに整理されたものではありません。雑多な情報から事実をひもといて、限られた時間の中で、法律を当てはめて解決に持っていくというアプローチは、独占禁止法に限られたものではありませんし、このアプローチは、私が産休復帰後に限られた時間を駆使してやってきた家庭内のマネジメントとも、共通点が多いことにも気付きました。

今でもやはり時間が差し迫った状況の中では、自分に与えられたタスクの大きさに、身が引きしめる思いをすることもあります。少なくとも自分は問題解決のためのアプローチを多数実践してきたと思えることで、抵抗を持たなくなってきました。

二つ目のメリットとしては、徐々に周りで自分の味方になってくれるサポーターが増えてきたことです。育児をしながらも一つの分野で一定の成果を挙げたことが、周りからも認められ、私の働き方や専門性をリスペクトしてくれる仲間が増えたと感じられるようになりました。例えば、私が

子どもの行事などで早めに事務所を抜けなければいけないときには、自然とカバーを名乗り出てくれる弁護士がいます。また、チーム内の他のママ弁護士とは、お互いにワークシェアリングという発想を持って、できる範囲でできる限りの協力を行うという対応が根付いてきたように感じています。

パートナー弁護士になった今は、独占禁止法に限らず、より広い範囲の法分野も扱うようになり、関わる案件の数も増えましたが、私が3度の産休を経ながらも、自分の強みといえる専門性を身に付けたこと、また同時に地道な努力で周りの信頼やリスペクトを得られたことで、育児をしながらでも弁護士を続けられるという自信がついたように思います。

(3) セルフ・エスティームとは

さて、ここで「自信」という言葉が出ましたので、それに関連して、後輩の皆さんにもう一つ、お話ししたいことがあります。それは、ぜひ自分のやることや、やろうとしていることに、自信を持ってほしいということです。

私たちの事務所では、一つのプロジェクトに数名の弁護士がチームとなって取り組むことが通常です。案件の内容や関わる法分野によって、チーム構成が異なってきますが、私自身いくつかのプロジェクトのリーダーを担当していて気付いたのは、同じ能力やスキルがある男性と女性では、男性のほうが自信のある態度を取る傾向にあるということです。

私たちの事務所には最近、毎年30名程度の新人弁護士が入所しますが、男性と女性の比率はだいたい3対1ぐらいです。そして冒頭でお話したとおり、入所後は男女問わず、均等に仕事が割り当てられることになります。

そのような中、例えば同じ弁護士3年目の、Aさん(女性)とBさん(男性)にそれぞれ仕事をお願いするとしましょう。Aさんも、Bさんも同じロースクール出身で、成績も同じぐらいだとしましょう。ここで私が

Aさんにプロジェクトの話をするすると、返ってくる反応は「うーん、私にできるのでしょうか」というものです。同じような案件を担当したことはあるけれど、今回は規模が大きいので担当できるかどうか不安だということです。

他方、Bさんに同じ仕事をお願いするとします。そうすると、「もちろんです。任せてください」という自信満々の反応が返ってくることが多いのです。彼が言うには、同じような件を担当したことがあるから、規模が少しぐらい大きくても大丈夫というのです。

AさんとBさんは同じ能力、同じスキルがありながら、また同じ経験値を積んでいながら、なぜ反応が分かれてしまうのでしょうか。

この反応の違いが育った環境によるものなのか、文化的な背景によるものなのかは、私の専門外なのですが、経験上、女性は男性よりも自分に対する評価が厳しい傾向にあるようです。私自身がAさん、Bさんをよく知っていれば、Aさんの反応が消極的なものであったとしても、AさんとBさんの適性を見て、いずれにお願いするかを判断することができます。ですが、これがAさんとBさんをあまり知らない人だったらどうでしょう。やや頼りなさ気なAさん、そして自信満々なBさん。恐らくBさんに頼むほうが、心理的にも抵抗が少ないのではないのでしょうか。そうになると、Aさんはどうでしょう。本来得られるはずの、新しい仕事に携わる機会を失い、自分の成長のチャンスをふさいでしまうことになるのではないのでしょうか。

初めて担当する分野であれば、通常よりも慎重に取り組む必要があるでしょう。追加でサポートが必要になることもあるかもしれません。それでも、経験のない分野に立ち向かうまさにピンチの状況で、自分の殻を破る勇気がなければ、いつまでも自分の経験値を高めることはできません。依頼者の利益のためにも、自分の殻を破って踏ん張れるかどうか。ここで鍵となるのは、ピンチの状況にあっても、自分を信じて頑張る気持ち、まさにセルフ・エスティームにあるように思います。

セルフ・エスティームとは、単なる思い込みとは違います。自分が直面した数々のピンチを少しずつ乗り越えることで、同様の状況に置かれたときでも、自分なら大丈夫という感覚を持つことができるかどうか。その感覚がセルフ・エスティーム、すなわち自己肯定感であるのだと思います。

セルフ・エスティームは、さまざまな場面で影響します。まず、先ほど述べたように、経験のない規模や分野の仕事が目の前にあるとき、それに自ら挑戦しようと思えるかどうか。また、弁護士として依頼者にアドバイスするときに、自分の判断に自信を持って、自分の言葉で伝えられるかどうか。そして何より、自分が進む道にやりがいを持って、仕事に向き合えるのかどうか。小さなピンチを自分のチャンスに変えて、少しずつ自分の殻を破っていくことが、自分のセルフ・エスティームに、そして弁護士としての経験や能力に、つながっていくのだと思います。

(4) ダイバーシティとインクルージョン～世界に目を向けて

それではここで一度、外に目を向けてお話ししてみましょう。私は昨年6月、ニューヨークで開かれた国際法曹協会 (International Bar Association) が主催するウィメンズ・リーダー・サミットという国際会議に、事務所の代表として参加しました。これは、毎年世界各国の大手法律事務所の女性弁護士やダイバーシティの問題に取り組む弁護士たちが一堂に会して、各国で抱える実績や問題について意見交換をするという会議です。

そこで垣間見た世界基準のダイバーシティは、私が考えていたよりもはるかに先を行くものでした。足元を見ますと、私の所属事務所は、女性弁護士の割合が比較的高く、充実した育児支援制度もあり、女性が働きやすい職場であると自負していました。それでも、女性アソシエイトの割合ははまだ3割に達していませんし、経営層であるパートナー弁護士に至っては、女性の割合は5%にとどまっています。

このトピックに関連して、この資料を見てください⁽¹²⁾。

これは世界86カ国において、女性法曹の割合がどう変遷してきたかの統

計を取った資料です。これを見ていただくと、ウルグアイ、ルーマニアなど、ヨーロッパやロシア、旧ソ連地域における女性法曹の割合は、過半数に至る国もあり、比較的高いことが分かります。この太い線はアメリカです。アメリカも当初は女性法曹の割合は数パーセントに過ぎませんでしたが、この40～50年の間で4割に届くほどに至っています。

他方、日本、韓国、インドは、世界的にも女性法曹の割合が非常に低い国として紹介されています。特に日本は、1960年代から低空飛行が続いており、現在でも日本の女性弁護士の割合は18.8%で、2割にも届いていません。このような状況にあっては、いかに女性弁護士の離職率を下げるかということがまだまだ課題となるわけです。

これに対し、既に3割以上の女性比率を達成している国々では、女性を含むマイノリティの弁護士の持つバリュー、すなわち多様性をどのように事務所のクオリティにつなげていくかという点が議論の中心となっていました。すなわち、単に女性の頭数をそろえればいいというだけではなく、実質的な価値の向上につなげるにはどうしたらいいかという点が議論されていたのです。その文脈では、「ダイバーシティ」の次に、「インクルージョン」という言葉がキーワードになります。

「ダイバーシティ」というのは、違いを認め個性を尊重する考え方、いわば多様性を意味します。他方、「インクルージョン」というのは、互いに個性を認め合うことを前提に、チームとして、一体として個性を生かす考え方を意味します。

ただ単に女性弁護士を増やしても、重要な仕事をいつまでも男性弁護士だけで回しているのでは、いつまでもダイバーシティの真の意味を実現す

(12) シンポジウムでは、以下の論文に掲載されている図1 (Figure 1)「1960-2010までの86か国における法律専門職の女性割合の推移」を掲示。Michelson, Ethan (2013) "Women in the Legal Profession, 1970-2010 : A Study of the Global Supply of Lawyers," *Indiana Journal of Global Legal Studies* : Vol. 20 : Iss. 2, Article 18. Available at : <https://www.repository.law.indiana.edu/ijgls/vol20/iss2/18> (2021年5月10日最終アクセス)

ることができません。依頼者のための重要な業務にマイノリティの意見が取り入れられることにより、初めてダイバーシティを価値につなげることができるといのが、インクルージョンの考え方なのです。

インクルージョンを実践するためには、女性が働きやすく風通しのよい職場であることが前提となります。育児支援制度があることは最低限必要ですし、プロジェクトごとにチームを組成するときにも、例えば5人の弁護士のチームのうち、最低限2人は女性を入れるというように、足元のレベルで意識的なインクルージョンを実践していくことも必要となります。

私は、その国際会議に出て、このような議論を目の当たりにし、世界基準までの道のりの遠さにすっかり打ちのめされてしまいました。もっとも、逆にこれは私にとっての大きなチャンスだと思うようにもなりました。既にダイバーシティ向上のために努力を続けてきた先進諸国の経験を参照できるとともに、それらをさらに昇華できるチャンスがあるからです。

私は、その会議で知り合った女性たちとその後も SNS で連絡を取り合い、励ましをもらっています。今年も会議でお会いすることを楽しみにしていたのですが、残念ながら新型コロナの影響で会議は中止となってしまいました。もっとも、昨今の新型コロナの影響というのは、私たち女性弁護士にとって多様な働き方が世間に受け入れられる大きな転機ともなっていることを指摘したいと思います。今や弁護士間の打ち合わせも、依頼者の面談もオンラインで行われることが多くなりました。もちろん細かなニュアンスを伝えるためには、これまでよりもさらに丁寧なコミュニケーションが必要となりますが、オンライン会議が普及したことの意義は非常に大きいものがあります。

例えば、まさに今日の講演もオンラインで開催されているわけですし、普段であれば遠隔地にいて参加できない方や、育児・介護などの事情でなかなか家を空けられない方にとっても、ネットワークを広げることが容易になりました。

「災い転じて…」という言い方は、まだこの時期にあっては語弊があるかもしれませんが、IT化の恩恵もあり、より個々の働き方・生き方が尊重され、多様性が認められるようになっていっていると強く感じています。特に、家庭へのコミットメントが大きい女性弁護士らにとって、自分の専門性を生かす場面が広がったという点で、大きな追い風となっていることは間違いありません。これもまさに、「ピンチをチャンスに変える機会」ということが言えると思います。

(5) 最後に

さて、ここまで私は、自分の専門性を持つこと、セルフ・エスティームを得ること、そしてダイバーシティを超えてインクルージョンを考えるべきであるということ、という3つのお話をさせていただきました。皆さんは、今までの話を聞いて、女性法曹の将来は前途多難だと思ってしまったかもしれません。ただ、私から一つ皆さんに最後に申し上げられるのは、例え課題が満載であっても、今世界のベクトルは、私たちの望む方向に向かって動いているということです。

今司法試験を目指す皆さんにとって、司法試験に合格することはゴールであるかもしれません。もっとも、資格を取ることは、長い法曹としての人生において、入場チケットを手に入れるだけに過ぎません。そのチケットを持って法曹界に入られる皆さん、これから法曹として、どのような仕事を手掛けたいですか。何より、あなた自身、女性法曹として、どのようなキャリアプランを描いていきたいですか。その答えを探すのは皆さん自身ではありますが、その道は決して平坦ではないでしょう。それでも、私がこれまで巡り合った先輩たちからたくさんのヒントを得てきたように、先輩たちの経験談から見えてくる、チャンスがあるかもしれません。

今日の私の話とこの後のパネルディスカッションを、ご自分の理想の法曹像について考えるきっかけとしていただければ幸いです。ご静聴ありがとうございました。

Ⅲ パネルディスカッションの概要紹介

石田京子（編）

編者注：以下は、矢上弁護士の基調講演に続くパネルディスカッションの概要である。紙幅の都合上、冒頭で行われた各登壇者の自己紹介と、主要な質問への回答に絞って紹介する。パネルディスカッションには、矢上弁護士に加えて、共催校・協力校の修了生である泉響子弁護士（千葉大学法科大学院修了）、惣谷恵弁護士（琉球大学法科大学院修了）、金子茉由弁護士（中央大学法科大学院修了）に御登壇頂いた。また、基調講演に引き続き、司会は小島秀一弁護士にお願いした。女性法律家の仕事の多様性や、様々な依頼者を支援するやりがいや活き活きと語られ、女性法律家の魅力を十分に伝える内容となった。改めて、素晴らしい司会をしてくださった小島弁護士と、御登壇頂いた皆さまに心より御礼申し上げる。

（1）各登壇者の自己紹介と仕事のやりがい

【司会】 それでは、法科大学院を修了した法曹の皆さまに「法律家はこんなに面白い！」というテーマで、ロースクールでのご活動や現在のお仕事、その魅力などについてお話しいただきたいと思います。時間の関係上、司会からのプロフィール紹介は省略させていただき、ご登壇者の方に自己紹介もしていただきたいと思います。それでは、泉さんからお願いいたします。

【泉】 弁護士の泉響子と申します。今日はお話をする機会を頂きまして、ありがとうございます。私は弁護士登録をしてから約10年間、千葉県船橋

市に事務所を開いておりまして、弁護士1名、事務員1名の一人事務所ですが、親族が税理士として一緒に事務所をしておりますので、税務ですか、相続税関係のお仕事も比較的扱っています。

私の略歴ですが、一橋大学法学部を卒業後、民間の医療機器メーカーの訪問部門に就職しまして、2年ほど働いた後に千葉大学法科大学院に入学、その後2009年に弁護士登録しました。最初に登録をしたのも千葉県弁護士会として、千葉市のベテランの女性弁護士が一人事務所を構えているところに入れていただき5、6年そこで修業をしてから、船橋で開業しております。

家族は夫と小学生の子どもが2人です。なかなか忙しい日々が続いておりますので、趣味のようなことはできませんが、旅行に行ったり、子どもと一緒に楽しめるようなことをしたりするだけで精いっぱいという毎日です。

弁護士としては、一般的な町弁と言って良いのではないかと思います。先ほど申し上げた相続関係の業務の他に特徴的と言えば、成年後見人ですか、相続財産管理人だとかそういった管理系の業務が少し多い傾向にあります。それから、一般民事、離婚事件、交通事故などの一般事件を手掛けております。また、公職といいますか、例えば、船橋市、市川市の公の委員のようなものもお引き受けしておりますし、今年は千葉県弁護士会京葉支部の役員をしております。なかなか子どもが小学生になってからは、時間の都合が付かないこともあって、刑事事件をここ3年ぐらいはやっております。

今日はこういった会ですので、女性弁護士として、女性であるということの自分の仕事へのメリット、デメリットについて少しお話ししたいと思います。もともと所属していた事務所が女性弁護士の事務所でしたので、特に違和感を持っていないというか、女性だからどうということはなかったのですが、たぶん男性弁護士が多い事務所に比べれば、例えば、顧問先が少なかったり、そういったデメリットはあったのかもしれませんが。一方

で、やはり今までもお話に出ましたけれども、まだまだ女性弁護士が少ないという実態の中で、例えば役員ですとか、公職も女性を入れたいというニーズがあったりしますので、そういったところで比較的声を掛けてもらえる機会が多いのかなという風に思っています。

日々仕事に追われておりまして、個々の仕事をこなしていくというのが精いっぱいですが、全体として見ると、やはり自分が子育てに関わっているということ、それから女性の委員を入れたいということもあって、例えば市の教育委員会の仕事に携わることができたりですとか、あるいは、先ほど申し上げた後見人の仕事というのも福祉行政に関わっている関係でお話を頂いたりすることがあります。そういった意味では、行政という機関において活躍の場が少数者に対して用意されているというのは、私としてはメリットと感じています。

それから、もともと会社に勤めていたということがありましたけれども、その時の経験と比較して、会社員時代も楽しく仕事はしていたのですが、やはり何と言っても仕事のコントロールを自分でできるということ。それから、自分が興味を持った分野を誰かに指示されることなく、自由に進んでいけるということは、とても幸せなことかなと思っています。

また、先ほど矢上さんのお話しにもありましたが、子ども2人、産休の前後というのは、個人事務所ですと交代要員がいけないこともあって、なかなか大変で、つらい日々もありました。けれども、今子どもたちが小学生になってみると、それからこのコロナ禍にあっても、テレワークの影響でとても働きやすいし、時間の都合も付けられる。例えば子どもを家で迎えて、送り出す。そのようなことも比較的自由にできるということもありまして、今はとても満足した働き方ができていると思います。

ただ、弁護士は、組織的に動いている方もいらっしゃいますけれども、千葉なんかですとまだまだ個人で仕事をしていくという面が多いものですから、やっぱり他の弁護士に比べて、全体としての仕事の時間が短いとかそういった悩みはあります。けれども、また仕事を増やしたり、減らした

りすることも比較的自由にできるということが、やはり働きやすいということが言えるのかなと思います。

もう、私はロースクール時代が10年も前になってしまいましたので、どういう勉強をしていたとか、そういったことにはなかなかお答えできないかなとは思いますが、関東の一町弁というのはこんな感じだよというお話はできるかなと思いますので、興味がおありの方はご質問を頂ければと思います。

今日は、早稲田大学ロースクールの主催ではありますがけれども、私の出身である千葉大学も、少人数で、設備も整っておりますし、私としてはすごくよかったです。

【司会】 それでは惣谷さん、よろしく願いいたします。

【惣谷】 初めまして。弁護士の惣谷恵と申します。せっかくこのような機会を頂きましたので、私のほうから簡単にこれまでの経歴等を含めましてお話をさせていただきたいと思います。

私は弁護士経験7年目になります。生まれは大阪で、育ちも大阪です。弁護士事務所は和歌山になりますので、実は、大阪に住みながら和歌山まで片道2時間なんですけれども、毎日通勤をしている状況です。

私は、大学は法学部ではあるんですけども、弁護士になろうと思って法学部に入った訳ではありませんでして、実はずっと翻訳家か、文学の研究者になりたいと思っておりましたので、大学も文学部をメインで受けていましたが、どういうことか全ての文学部に落ちてしまいまして、いざ蓋を開けてみたら受かっていたところが法学部しかなかったというような状況でした。当然、当時は弁護士になりたいとは思っておりませんでしたので、法学部の政治学科というところに入学しました。

入学してからも、弁護士、また司法試験を目指そうなんて思っておりませんでして、大学3回生になった時に、司法試験というのがあるんだよというようなことを周りから聞いて、その仕事に興味を持って、じゃあ司法試験を目指してみようかなというふうに思ったのがきっかけでした。

少年事件というものに非常に興味を持っておりまして、付添人という仕事があるんだなど。それは弁護士ができることなんだなどというのを初めて知ったというのが、弁護士を目指す一番のきっかけになったと思っております。

いざ、ロースクールというのがあるんだということを知ったわけですが、なかなか情報が多くて、どこのロースクールに行ったらいいのか、司法試験はどういう勉強をしたらいいのか、大阪だと情報があふれておりまして、自分としては落ち着いた少人数制のロースクールで、落ち着いた勉強をできたらいいかなと思ひ、思い切って大阪からうんと離れた沖縄県にあります琉球大学の法科大学院に受験をして入学しました。

琉球大学は、今は既修コースというのがあるんですけども、当時は、私が入学した時には未修コースしかありませんでしたので、大学院ロースクールの生活を3年間送りまして、その後、一度落ちましたので、1年間はまだ沖縄で浪人生活を送るということだったので、だいたい4年半ぐらい沖縄で生活をしておりました。

ロースクールの3年間は奨学金を借りていたのですが、落ちた後の1年間の生活をどうしようかというときに、これは琉球大学のとてもいいところなのですが、沖縄の大きい銀行、沖縄銀行というところが経済的に浪人生を支援してくれるという制度がありました。そこに恩師から紹介していただいて、1年間は沖縄銀行のサポートを受けながら勉強に集中することができました。

その代わり、受験が終わった後には、半年間、沖縄銀行に就社して、毎日働くという縛りはありましたが、そこでいろいろと金融関係のこととかも勉強することができたので、とてもいい経験だったなと思っております。

その後、司法修習生になりまして、和歌山に司法修習に行くことになりました。沖縄のロースクールで、恩師が犯罪被害者支援や、少年事件、刑事問題などを非常に熱心に研究されている先生だったということもあり、

少年事件に対する興味がより強くなりまして、司法修習生時代に、恩師にも頼み込み、修習生の時に丸1週間、少年院に泊まり込みの研修に行かせていただきました。

これが私にとっては非常に良い経験で、もう朝から晩まで少年院にいる少年の生活、法務教官の方の生の声であったりとか、そういったことを丸1週間ずっと聞くことができ、そこでやはり弁護士になって少年事件を頑張ろうという気持ちがより強くなりました。

ただ、少年院に入っている子たちの話を聞くと、少年事件の多くは、やはり家庭環境に問題がある子たちというのが圧倒的に多いんですね。なので、なんとか非行に走る前にそういった子たちの支援もできないかなと考えて、弁護士になってからは、少年事件もたくさんしてきましたけれども、それと同じぐらいに子どもたちの保護に関わっています。

例えば、家庭内暴力、育児放棄、ネグレクト、あとは性被害に遭った子どもたちを支援しています。具体的には、里親さんとか、施設につなげてたり、義父からの被害を受けている子たちに関しては、離縁の手続きを代行したりもしてきました。子どもの年齢で言いますと、下は4歳から上は18歳ぐらいの子までを支援してきました。他にも力を入れさせてもらっている分野としては、性犯罪被害者の支援、犯罪被害者支援に力を入れております。あとは、矢上先生ほどではないんですが、少しでも英語ができますので、外国人の方の事件も比較的多く受けさせていただいております。

来年設立予定なんですけれども、実はNPO法人を立ち上げます。具体的に何を支援する法人かといいますと、離婚などの関係で子どもたちが親になかなか会えない状況をなんとか改善できないかと思っていましたので、面会交流の付き添い支援をする法人です。親御さんの中には、付き添いがいないと会わせたくないという方もいらっしゃるのですが、その支援団体が和歌山にはなく、大阪も少ないということで設立しました。来年2月、3月ぐらいに設立予定です。

もちろん性犯罪の被害者、少年事件もやっていますけれども、それが

メインかといいますと、そういったことではなく、他にもいろいろな事件をやらせていただいています。いわゆる町弁なので、相談にいらっしゃった方の事件を基本的には全て受ける、と思っています。もちろん刑事事件もやります。裁判員裁判もやります。基本的には何でも事件は受けてやるかなと。

ただ、一つだけ受けないのがあるんですけども、それは何かというと、刑事事件でやはり性犯罪の加害者の弁護だけはお断りさせていただいています。といいますのも、和歌山という単位会は比較的小規模で全部で弁護士は150人ぐらいですが、女性の弁護士というのが20名ぐらいしかいないんですね。そうすると、やはり性犯罪の被害に遭われた方が相談したいよというのは、どうしても女性弁護士になります。その人数を私が弁護士側に回ることによって減らすわけにはいかないなと思っているので、加害者側の事件だけは、受けないようにしています。

独立をして、もう今で3年目になるんですけども、実は、独立をきっかけに大阪で仕事をしようかなというふうに考えたこともあるんです。けれども、やはり和歌山という小さい単位会でいろんな事件ができるというのは、すごく魅力的なんですね。子どもの支援であったりとか、被害者の支援であったりとか、そういったところもやはり小さい単位会であるからいろんな事件が回ってくるというところは、すごく魅力に感じています。体力が続く限りは、片道2時間通勤をしばらくは続けて頑張りたいなとは思っています。

【司会】ありがとうございました。それでは、金子さん、よろしく願いいたします。

【金子】金子菜由です。私は法律家になりまして今4年目です。中央大学法科大学院を卒業した後、司法試験に合格しまして、裁判官に任官しました。東京地裁で刑事裁判を3年間担当しました後は、裁判官の弁護士職務経験制度というものがありまして、裁判官が2年間、法律事務所に所属して弁護士の職務を経験して、勉強しなさいという制度があるのですが、

この制度を利用しまして、今年の4月から赤坂の敬和綜合法律事務所というところで弁護士として仕事をしております。

家族は、弁護士の夫が1人でまだ子どもはおりません。私ももともとは法律家を目指そうとは思っておらず、法学部ではあるんですが、政治学科のほうに進んでいましたので、周りに弁護士とか、法曹を目指すといった友人はほとんどおりませんでした。

大学2年生の時に来年から就活が始まるなど考えたのですが、自分は何がやりたいんだろうとふと立ち止まって考えたとき、恥ずかしながら思い浮かぶことがなくて、正直焦った時期がありました。いろいろ考えて、いろんな方のお話を聞きに行ったり、自分の進路を決めなきゃなと思ったりしているときに、検察官の講演会を聴く機会がありました。それで検察官という仕事を魅力的に感じて、面白そうだなと思い、司法試験を目指そうと思ひまして、中央大学のロースクールに進みました。

最初は検察官に憧れていたのですが、その後、司法修習に進みまして、弁護士、裁判官、いろんな法律家の仕事を見聞きする中で迷いに迷った揚げ句、やはり裁判官が面白そうだということで、結局裁判官になりました。

東京地裁の3年間では刑事裁判をやっていました。一番若手の左陪席という立場で、中堅裁判官の右陪席という立場の裁判官と、一番ベテランの裁判長と3人で合議チームというのを組みまして、合議事件といって比較的重大な事件ですとか、裁判員裁判を担当しておりました。

担当事件の例を挙げますと、殺人、傷害致死、薬物の密輸事件、また大型の詐欺事件ですとか、金商法違反事件、中には、暴力団の抗争、発砲事件というような、警備が求められるような事件もありました。

刑事裁判官の仕事というのは、証人や被告人の話を聞いて、書面や証拠物を見ながら何が事実なのかといったことを認定し、判決を書くこと。簡単ではありますが、こういうことになります。

何が本当の事実なのか、事件の真相というのは、被告人本人ですとか、

関係当事者しか分からないことであって、当時現場にいなかった裁判官はもちろんのこと、第三者というのは全く知り得ないことです。場合によっては、被告人本人すら、当時はパニックになっていて、真の事実というのが何なのかを認識していないことすらあると思います。そんな中でも、裁判官は残された証拠や、被告人の話ですとか、集められた様々な証拠から事実を認定して、そこに法律を適用して結論を出さなければなりません。その結論を出す、判断する、決めるということこそ裁判官の仕事の大きな魅力であり、やりがいであるのではないかと私は思っています。

刑事で言いますと、勾留とって、被疑者ですとか、被告人の身体拘束を続けるかどうかといったことを、自分一人で決めなければいけないこともあります。また、裁判員裁判で言いますと、裁判員の方6名と一緒に、また他の裁判官と一緒に、証拠を見て、有罪なのか、無罪なのか。また有罪ならばどのくらいの刑にすべきなのか。その人の人生、また被害者にとっても大きな影響を及ぼすこととなりますが、そういった重大な決断をしなければならぬということになります。

こういうことを他の誰にも忖度せず、おもねることなく、ただ法律と証拠、あと自分のバランス感覚、何が公平なのかといった自分の常識ですとか、感覚を大切にしながら自分で判断するというのは、非常にやりがいがあることだと、たった3年間の経験なんですが、感じています。

ただ一方で、その判断するのが仕事と申しますと、やはり他の誰にも責任転嫁できない、自分の判断に責任を持たなければならないということでもあります。上司から、自分のハンコ一つで人の人生が左右されてしまうということに逐一思いを致しなさいということは、何回も言われてきました。自分の書いた判決が、場合によっては世の中の注目を浴びたり、今後の前例にもなってしまうということ。そういう中でも誰のせいにもできないというのは、やはりぐーっとおなかが痛くなることもありますし、夜中になかなか寝ようと思っても、そればかりが頭を巡ってしまうということも正直あります。

ただ、恵まれていることに、裁判所は他の裁判官、上司ですとか先輩、場合によっては後輩、同期に何でも相談しやすい環境であると思っ
ています。相談がありますと言っ、ちょっと時間くださいと言っ嫌な顔
をする人には、誰にも会ったことがありません。むしろ、何時間でも聞く
よといった姿勢で時間を取ってくれる裁判官しか、私は恵まれたことに、
会ったことがありません。

傍聴ですとか、テレビで見る裁判官というのは、ムスツとしていて、何
の表情も変えないというような、堅物といった怖いイメージがあると思っ
のですが、実際は本当にいろんな関係者の利益、何が公平なのかというも
のを徹底的に考えるといった方が多く、他方で、本当に人間味のあふれる
方が多いなと思っています。

繰り返しになりますが、徹底的に調べて考える。それを周りにぶつけて
議論をするという、他所では場合によっては真面目でばかにされてしまっ
ようなことも、みんな親身になって考えられる環境というのが、裁判所
では整っていると思っます。

裁判所というのは一般的に刑事1部ですとか、民事2部というように部
ごとに分かれておりまして、一つの部に裁判官が4名から5名、もうちょ
っといることもあるんですが、所属しています。

女性は少ないというイメージがあるかもしれませんが、私のイメージ
は、一つの部に一人は女性がいるという感じ です。私としては女性が少な
いという感覚はなかったんですが、矢上先生のお話を聞きますと、やはり
世界標準からすると、まだまだ女性は少ないです。それからオンライン化
が民間企業や弁護士業務に比べると進んでいないというのが、裁判所の
大きな課題かなと個人的には思っています。民事裁判のIT化という話も出
てきていて、今実験段階ではありますが、今後は裁判記録のクラウド化な
んかも進んでいくといいなと個人的に思っしております。そうすれば、女性
ももっと自宅で時間の自由度もできます。

また、部には裁判官以外にも書記官という方がいます。書記官というの

は、調書という裁判記録を作成したりする国家資格を持った方です。この資格も難しい資格なんですけれども、その書記官方も複数人所属しています。書記官には女性も多く、女性の書記官と毎日ああでもない、こうでもない議論をして、事件の進行を考えるとといったことも仕事になります。

これまで、女性だからということで嫌な思いをしたことや、やりにくいと感じたことは、今のところないです。女性ということで、裁判官として怖い思いをしたことはないですかと聞かれたことも良くありますが、正直ないですね。判断権者に嫌がらせをして、何かメリットがあるかという、むしろ悪い方向に行くということを当事者が一番よく分かっているのかなと。そういうこともあるので、裁判官は女性だからといって見下されるとか、なめられるとか、怖い思いをするというのはないと今のところは思っています。

ワーク・ライフ・バランスなんですけれども、産休・育休は、女性は当然のように取っています。短くて1年、最長3年取っている方もおられます。今では、女性だけでなく、男性も積極的に取得しようという動きになっています。裁判官は、急な仕事というのがなくて、自分で裁判期日を指定することもあり、スケジュールがとても立てやすいというのがあるかと思います。有休ですとか、長期休暇というのも自分の都合に合わせて取りやすいのかなという感覚を持っています。

ただ、転勤が2～3年に1回ありまして、これが負担ということで、裁判官、検察官はちょっと遠慮というような女性、男性もいることも否定できないのですが、裁判所の方でもなるべく家庭の事情などを考慮してくれている印象ではあります。

それから、私は今年の4月から弁護士に、職務経験として所属しているんですけれども、今は企業法務を扱う弁護士事務所に所属しています。弁護士と裁判官の一番違うところは、依頼者がいるというところかなというのと、裁判所にいると弁護士と書面で間接的にしか事件に触れられないんですけれども、弁護士は依頼者に直接お話を聞いて証拠を集めたりすると

いう、生の事件に触れられるというのがすごく魅力的で面白いなど、今、半年余り経験して感じているところです。

(2) ワーク・ライフ・バランスについて

【司会】育児との両立ですとか、ワーク・ライフ・バランスについての質問が来ています。先ほど、お子さんが生まれたことによってお仕事の分野を絞っているというお話もあって、少し女性側が制限されている印象を持たれている方もいらっしゃったようです。そこで、現状、パートナーとの家事や育児分担というのは、どのようにしていますでしょうか、という質問がありました。また、ワーク・ライフ・バランスですね。家事や育児、または自分の個人的なプライベートな時間です。そういったものというのは、どのようにされているのか。また、バランスを取るために何か意識されていることはあるのか、などについてお伺いさせていただければと思います。では、まず矢上さんいかがでしょうか。

【矢上】女性が産休・育休期間中ですとか、産休・育休明け後に自分の業務を制限されてしまうというのは、どうしてもやむを得ない部分もあるかと思います。弁護士には専念義務があり、依頼者の事件をいったん受任すると、依頼者の業務に真剣に取り組むことが期待され、裁判の期日に、子どもが熟を出したからと言って穴を空けることはできません。なので、子どもを育てながら弁護士業をやるにあたっては、育児をするためのサポート体制がきちんとできていること。それを確保することが重要だと思います。なかなか片手間でできない仕事なのです。

ですので、私たちの事務所にも、子どもを産んで2カ月ぐらいで復帰してフルで活躍しているバリバリな女性弁護士もいらっしゃいますけれども、そういう方はほぼ元氣なご両親のサポートを受けて、育児によっても業務が中断されないような体制を取っておられるようです。

私の場合は、両親は元氣ですが遠方におり、夫も弁護士なので、さすがに子どもが母乳で育っていたような時期には、私も産休育休をゆっくり取

らせてもらったのですが、その後はほぼ完全に対等に育児・家事を分担しています。

例えば、週に2回、私は保育園にお迎えに行き夕飯を作ったりしていますが、それは夫も同じで、週に2回自分で家事・育児をして3人の面倒を見ている（残りの1回はシッターさんをお願いしています）。

夫も、育児のために100パーセント仕事にコミットできないということに関して、同期と比べると少しハンデになっていると感じることがあるとこぼすこともありますけれども、基本的には、今の時期は子どもを育てながら仕事を両立していくということを夫婦で決めたので、困ったときにはお互い支えながらやっています。

一番困ったのは、コロナ禍でのステイホーム期間中です。3人の小さい子どもが家の中にいて、暴れるし、宿題もやらないし、私たちはビデオ会議をやっているのに、後ろからどんどん入ってくるしで、手を焼きました。私が子ども達を公園に連れて行ったりすると、結局、自分の仕事をするのが夜中になるのですよね。なので、ステイホーム期間中は、コロナも怖いんですけども、疲労で自分が倒れるんじゃないかと思っていました。ただ、そんな中でもやり繰りをして、例えば今日は9時から11時までは私の集中タイムで、夫の時間は3時から6時までと決めて、喧嘩もしつつ何とかやり繰りしました。

信頼のおけるパートナーと何でも困ったことは話し合っただけというものは理想ですが、それぞれ自分のライフステージも、やる仕事も変わってきますので、そういったところを分かり合った上でアレンジしていくことというのは、難しい話ですけれども、いろいろな夫婦の形がありますから、役に立ちそうなところを参考にされたいと思います。

【司会】ありがとうございます。今年はステイホーム期間中というのが、また特殊な状況であったわけですね。次に、泉さんよろしければお願いします。

【泉】私も矢上さんの話を聞いて、本当にコロナで緊急事態宣言中はこ

れまでになく辛い日々でした。今まで、家事・育児と仕事をしていればよかったですけれども、それに加えて子どもたちの教育というところまで重く負担がのしかかってきました。

ちょっと話が前後しますけれども。私は、大学時代から付き合いのあった夫と結婚して10年ぐらいですけれども、夫は会社員なんですね。それで、最近でこそテレワークがだいぶ普及してきましたので、自宅ということもあるんですけれども、基本的には、夫は終電で帰り、平日は私のワンオペというような状況がずっと続いていました。そんなわけで、その中でできることというのは、もう職住接近、それから実家接近というところですよ。

本当に、ただこれは運もありまして、子どもたちが丈夫かどうかとか、また、自分一人で何でもできるというわけではないので、その時々の様子を見ながら、それから、周りの力も借りてということ、できることをやっていたらいいのかなと思います。

男女のバランスという意味では、夫はもう会社員としてフルに働いておりますので、平日は正直私だけの負担です。それでも、土日に子どもたちをかわいがっているなどというのがあるので、なんとかやっています。あとは、本当に一時期なんですよ。もう子どもたちも今は7歳と8歳なので、もうあと10年もしたら成人。というか、あとたぶん数年でそんなに親は要らないみたいな感じになるのかなと思うので、またそのときに自分のやりたい仕事を膨らませていければいいのかなという感じで、私自身は、今は納得してやっています。

ただ、やっぱり大学出たてだとか、ロースクール出たての時に思い描いた生活とはだいぶ違うので、もう本当に、その場に応じて、また信頼できる人を増やしながら頑張っていくしかないのかなという、そんなところです。

【司会】 皆さん、どのようなお忙しさに働いていらっしゃるのかというところにご興味がおありになるようなんですけれども、惣谷さん、金子さ

ん、自分のプライベートな時間というのは取れているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【惣谷】私は、自分で独立する前に和歌山では比較的大きい事務所で、もう本当にフルで働いていたので、ちょっと体調も崩してしまったりとかで、これは働き方としてよくないなと思ったので、4年働いたんですけれども、独立をして。その独立をしたのも、一人ではなくて、共同経営者のパートナーと2人で独立をしているんですね。

パートナーの女性は、子どもが二人いて働いていて、事務所には、その方のお子さんが、熱が出たからとか、もう小学校から帰れと言われたからとかで、よくいたりするんです。比較的そういう自由な環境で今は仕事ができます。

自分の中で、やはり体を壊しては何もできないので、5時半には必ず事務所を出る。残業しないと。土日も仕事をしません、というふうにもう決めています。あと、もう家に帰ったら、自分の時間を持って、土日は飼っているワンコの散歩をすとか、そういうふうにもう自分の中で決めて、もう残業しない、土日仕事をしない、というのでなんとかやっています。

【司会】そういう形でかなり自由に仕事をされるといのは、一つ法曹の魅力でしょうか。

【惣谷】いや、本当に独立をして、こんなに弁護士が自由でいいのかというふうに正直思っています。普通に考えて、たぶん片道2時間通勤とかはあり得ないと思うのですが、これができるのも自分で開業して仕事をする、弁護士の魅力かなというふうに思っています。

【司会】金子さんはいかがですか。

【金子】裁判所にいた頃は、先ほど申し上げたとおり、期日は自分のペースで指定できるので、この時期は忙しいなとかが、もう一年ベースで分かります。この時期は判決だから忙しい。この時期は割と暇だなとか、そんなのが一年単位で分かるようになってるので、かなりスケジュールが立てやすいです。暇な時期はもう必ず6時半には帰って、好きなドラマを

見る、というような生活でした。土日もどちらかは必ずジムに行ったりできていました。

今、今年4月から弁護士になってからは、金曜日に依頼者から連絡があり、月曜までをお願いします、というような仕事もありますので、なかなか今週の土日はここに行こうと決めていても、急な仕事をやらなきゃいけないということもあったりするので、なかなか思うようにはいかないこともあります。でも、夏季休暇はしっかり取れるような配慮をしてくれる事務所にありますので、今年の夏は1週間お休みを頂いて、和歌山の南紀白浜に旅行にも行きました。

やはり惣谷さんもおっしゃっているとおり、雇われているアソシエイトの立場なのか、独立して自分でやっている弁護士なのかにもよるとは思いますが、どういう事務所に行くかにもよると思えます。

【司会】ありがとうございます。矢上さん、泉さん、仕事の自由度という点はいかがでしょう。

【矢上】私は実は、子どもの保護者会などは一回も欠席したことはないんです。弁護士は自営業ですから、自分が必要な時間、必要なアレンジができるというのは、会社員にはない魅力です。

ただ、今は企業もワーク・ライフ・バランスを重視する風潮があるので、その余波が私たち法律事務所に来ていると感じることはあります。例えば、金曜の夕方、「本来ならこの契約は会社の法務部で作るのだけど、会社の規則で週末は残業できないから、代わりにお願いします」という感じで、月曜の朝までという依頼が来たりします。弁護士はサービス業ですから、特に企業を相手にする案件では断れない部分もあり、週末や夜間に作業をせざるを得ないこともあります。

ただ、それを補って余りあるほどのやりがいと充実感がありますし、何より、所内のチームワークで乗り切れる部分もあるので、体を壊さない程度にはやっています。

【司会】少しだけ補足させていただくと、矢上さんの事務所は日本でも

トップレベルの忙しい渉外事務所です。泉さん、いかがでしょうか。

【泉】私も一人事務所なので自由にやっています。たぶんテレワークというようなことが始まる前から、勝手にテレワークをして、今日は家でやろうみたいな。事務員がいるからできることですが。最近では、みんなテレワークみたいな感じなので、何て言うか、大手を振ってできており、すごく嬉しいです。たまに司法修習生を預かったりすることもあるのですが、そうになると、ちょっと緊張して毎日事務所に行かなきゃみたいな、そんな感じで。ただ、仕事を減らせば、もちろん収入も減りますし、固定費はそれなりにかかりますので、そういう意味では、結婚して、サラリーマンの夫もいるので、より自由にできているということはあるのかもしれない。

(3) ロースクールでの経験・司法試験について

【司会】皆さんはロースクールの修了生ですが、ロースクールに行ってきたとか、ロースクールでの経験が今の自分の役に立っているということがありましたら教えて頂きたいと思います。

【惣谷】私は、琉球大学のロースクールという、すごく小規模のロースクールに行きましたので、その仲間たちとのつながりというのはとても強かったんですね。本当に1クラス30人いるか、いないかぐらいのところ、3年間その仲間と一緒に頑張るところでしたので、やっぱりライバルであり、仲間であり、とてもいい関係が築けたと思っています。

あと、やはりロースクールのもう一つの魅力としては、特に琉球大学のロースクールでは教員の方との距離がものすごく近いんです。元裁判官で現弁護士の先生、研究をされている先生、もうたくさんのバリエーションに富んでいて、本当に分からないことがあればいつでも相談に行けたし、弁護士の先生、元裁判官の先生の話聞いて、実際に自分が弁護士になったときのイメージというのは持ちやすかったです。本当に、そういうところはよかったなど。恩師にはお世話になりっぱなしで、ごはんも食べさせ

てもらって、家にも泊まらせてもらって、本当に楽しいロースクール生活を過ごすことができました。

【矢上】惣谷さんの補足ですが、やはり先生方とのネットワークができたり、学校の方を通じたネットワークが広がったというのは、弁護士人生に大きく影響しています。

あと、私たちはよく学者の先生方に意見書を書いていただくとか、渉外法務で出てくる先端的な論点についてご意見をもらおうということも少なくありません。そういったときにロースクールでできたネットワークを通じて適任の方をご紹介いただいたりすることもよくあります。

自分が実務に出ると、ロースクールでご教示いただいた先生方がいかに偉大だったか分かりますし、ロースクール時代に、一緒に学生の飲み会にまでご参加いただいたことが今では考えられないぐらいです。そういった方々から直接指導していただける機会が得られたというのは、何事にも代え難いものだったと思います。

【司会】司法試験のことについても質問がありました。受験勉強しているときに、一日どんなスケジュールで、どれぐらい勉強をしたのか。また、不安になったことはなかったか。皆さんどんな生活を送られていましたでしょうか。

【泉】基本的には、毎日自習室に行っていたと思います。それから、何人が勉強していた仲間と、とにかく9時から勉強を始めましょうということにしていて、朝9時に大学に行っていたという記憶はあります。夕方まで勉強して、もう家に帰ったら疲れ果てていた、というような感じです。直前期は、自宅で過去問をやったりですか、そういったことに追われていたのではないかと思います。すみません。なにぶん、かなり過去なもので。

【金子】私は大学2年の時に検察官になろうと思って司法試験を受けようと思いました。周りに司法試験を目指す人があまりいなかったので、予備校に通いました。予備校に行ってテキストがドサッと配られるんです

が、じゃあ、実際にどうやって勉強したらいいのかというのが分からなくて、ひたすらその配られたテキストを覚えるという勉強をしていました。覚えるつらさというのが、かなりありました。

ロースクールに進むとガラッと変わって、司法試験を目指す仲間というのができて、自主ゼミとかを組むようになり、覚えたことをどう使うかというような勉強に変わったのがすごく面白くて、勉強が面白くなったというのが、ロースクールに入ってすごくよかったなという点です。

不安に感じていたのは、ほぼ毎日、司法試験の模擬試験みたいなものを定期的に受けるんですが、その成績がなかなか上がらなくて、このままで受からないんじゃないかというような不安がロースクール時代にもしょっちゅうありました。

ただ、覚えて、それを使って、フィードバックを先生方に受ける。こういう勉強を繰り返しているうちに、いきなり成績が上がったという時期があり、それで自信を得たというのがありました。だから、地道に繰り返すしかないんじゃないかなというふうには私は思っています。

かなりつらいですけども。もう一回あの時代に戻れと言われたら、絶対に戻りたくないですが。

(4) 法曹を目指す参加者へのメッセージ

【司会】最後に皆さまからお一人ずつ、これから法曹を目指す方たちに一言ずつ頂ければと思います。矢上さんからお願いできますでしょうか。

【矢上】やはり勉強を続けていくと、なかなか自分の殻を破れずにつらい思いをすることもあるかとは思いますが、これだけは間違いなく言えます。弁護士の仕事は、大変に面白いです。

私はさらに今、事務所のパートナーという役職にも就き、自分の興味のある分野に手を広げたり、プロボノ活動などにも注力できるような立場になりまして、そういった観点からもまたさらに面白さややり甲斐を感じています。皆様方にも、ぜひとも早く「バー」のこちら側に入っただけ

ればと思います。つらいときは、このような言葉も思い出していただければ幸いです。

【泉】今日も、何て言うか、三者三様というか、四者四様といいますか、法曹といっても本当に自由で、大きな組織に入ることもできますし、個人で自由にやることもできるし、弁護士になってからもいろんな可能性がまだまだ秘めている。そんな業界だと思います。弁護士に限らないですけども。まだ自分のやりたいことが決まっていな人も、それから決まっている人も、ぜひ弁護士という資格を得て、あるいは、裁判官でも、検察官でもいいと思いますが、何かそこからさらに自分のやりたいことというのを見つけて進んでいただければなというふうに思います。何か、雑多な話でしたけれども、お役に立てれば幸いです。

【惣谷】これから法曹を目指す方、今もロースクールで実際に司法試験に向けての勉強をされている方、いろいろいらっしゃると思いますけれども、やはり本当にやりがいのある仕事です。

私が一番やりがいを感じるのは、私でなければできないことというのがあるんですね。他の弁護士でもできるのかもしれないけれども、でも、こは私しかできないと思える仕事があるというのは、本当に弁護士になってよかったなと思うところです。

本当になるまでは、すごくしんどいです。ただ、そのしんどい思いをしても十分価値がある仕事だと私は思います。ぜひ、皆さんも頑張って、私たちの仲間入りをしていただければと思います。ありがとうございました。

【金子】私も勉強しているときはすごいつらかったですし、本当に受かるのかと不安で、さっきも言ったとおり、そういう日々が続いていたんですけれども。今の司法試験は、努力すれば受かるような試験なので、絶対に諦めずに続けていれば、この面白い世界に飛び込めるような時代になっているので、頑張っていただければと思います。

法曹になってから、何人も刺激を受ける、こんなこともしている人がい

るんだというような尊敬できる人に何人も出会ってきたので、本当に面白い世界だと思います。今日はありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。まだまだお伺いしたい話はたくさんございますが、そろそろ閉会の時間が近づいてまいりました。ご登壇者の皆さま、本日はお忙しい中、ご登壇をいただき、また大変貴重なお話をお伺いさせていただきまして、本当にありがとうございました。これでシンポジウムを終了いたします。